別表１　高師住宅の使用料（第11条第1項（４）関係）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | |  | |  |
| 宿舎名 | 棟番（種類） | | 月額使用料 |
| 高師住宅 | １号・３号西側・４～５号 | | 14,600円 |
| （全面改修宿舎）  ２号１０１，２０２，５０１，５０２室 | | 21,500円 |
| （浴室・便所・ｷｯﾁﾝ改修宿舎）  ２号１０３，１０４，２０３，２０４，３０３，３０４，  ４０３，４０４，５０３，５０４室  ３号１０１，１０２，２０１，２０２，３０１，３０２，  ４０１，４０２，５０１，５０２室 | | 18,400円 |
| （浴室・便所改修宿舎）  ２号１０２，２０１，３０１，３０２，４０１，４０２室 | | 17,400円 |
| ２号・３号東側（一般）  上記のうち改修以前より入居している者の使用料 | | 14,600円 |
|  | | | |
| （浴室・便所改修宿舎）で改修前（平成２７年３月以前）に入居していた者は、（一般）14,600円、改修後（平成２７年４月以降）に新たに入居した者は、17,400円とする。  （浴室・便所・キッチン改修宿舎）で改修前（平成２８年３月以前）に入居していた者は、  （一般）14,600円、改修後（平成２８年４月以降）に新たに入居した者は、18,400円とする。 | | | |
|  |